

調 剤 報 酬 点 数 表

調剤報酬＝調剤基本料＋薬剤調製料＋薬剤調製料の加算＋薬学管理料＋薬剤料＋特定保険医療材料

調剤技術料

区分 00 調剤基本料（処方箋の受付 1 回につき）

調剤基本料 1	45 点
調剤基本料 2	点
調剤基本料 3・イ	点
調剤基本料 3・ロ	点
調剤基本料 3・ハ	点
特別調剤基本料 A	点
特別調剤基本料 B	点
（長期投与の分割調剤時：1 分割調剤につき、1 処方箋の 2 回目以降）	5 点
（後発医薬品の分割調剤時：1 分割調剤につき、1 処方箋の 2 回目のみ）	5 点
（分割指示に係る処方箋の分割調剤時：2 回目以降、1 分割調剤につき）	

調剤基本料＋加算／分割回数
薬剤調製料＋加算／分割回数
薬学管理料／分割回数

地域支援体制加算 1	点
地域支援体制加算 2	40 点
地域支援体制加算 3	点
地域支援体制加算 4	点
連携強化加算	5 点
後発医薬品調剤体制加算 1（80%以上）	点
後発医薬品調剤体制加算 2（85%以上）	点
後発医薬品調剤体制加算 3（90%以上）	30 点
後発医薬品減算（50%以下）	点
在宅薬学総合体制加算 1	点
在宅薬学総合体制加算 2	50 点
医療 D X 推進体制整備加算 1（マイナ保険証利用率 45%以上）	10 点
医療 D X 推進体制整備加算 2（マイナ保険証利用率 30%以上）	8 点
医療 D X 推進体制整備加算 3（マイナ保険証利用率 15%以上）	6 点

区分 01 薬剤調製料

1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く（1 剤につき、3 剤分まで）	24 点
2 屯服薬	21 点
3 浸煎薬（1 調剤につき、3 調剤分まで）	190 点
4 湯薬（1 調剤につき、3 調剤分まで）	
イ 7 日分以下の場合	190 点
ロ 8 日分以上 28 日分以下の場合	
（1）7 日分以下	190 点
（2）8～27 日分	10 点／1 日分
ハ 29 日分以上の場合	400 点
5 注射薬	26 点
6 外用薬（1 調剤につき、3 調剤まで）	10 点
7 調製料の加算	
① 内服用滴剤（1 調剤につき）	10 点
② 無菌製剤処理加算	
中心静脈栄養法輸液（6 歳以上）	69 点／1 日分
中心静脈栄養法輸液（6 歳未満の乳幼児）	137 点／1 日分
抗悪性腫瘍剤（6 歳以上）	79 点／1 日分
抗悪性腫瘍剤（6 歳未満の乳幼児）	147 点／1 日分
麻薬（6 歳以上）	69 点／1 日分
麻薬（6 歳未満の乳幼児）	137 点／1 日分
③ 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料または毒薬加算（1 調剤につき）	
麻薬を調剤した場合	70 点
向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合	8 点
④ 薬剤調製料の時間外加算等	
時間外加算（深夜及び休日を除く）	10 割加算
休日加算（深夜を除く）	14 割加算
深夜加算（深夜：午後 10 時から午前 6 時）	20 割加算
⑤ 薬剤調製料の夜間・休日等加算（処方箋受付 1 回につき）	40 点
⑥ 自家製剤加算	
イ 内服薬及び屯服薬（1 調剤につき）	
（1）錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬	20 点／7 日分
（2）錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬	90 点
（3）液剤	45 点

ロ 外用薬（1 調剤につき）	
（1）錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90 点
（2）点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75 点
（3）液剤	45 点
（予製剤による場合または錠剤を分割する場合は各々の 100 分の 20 に相当する点数）	
⑦ 計量混合調剤加算（1 調剤につき）	
イ 液剤の場合	35 点
ロ 散剤または顆粒剤の場合	45 点
ハ 軟・硬膏剤の場合	80 点
（予製剤による場合は各々の 100 分の 20 に相当する点数）	

薬学管理料

区分 10 の 2 調剤管理料（処方箋受付 1 回につき）

1 内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬を除く（1 剤から 3 剤まで））	
イ 7 日分以下の場合	4 点
ロ 8 日分以上 14 日以下の場合	28 点
ハ 15 日分以上 28 日分以下の場合	50 点
ニ 29 日分以上の場合	60 点
2 1 以外の場合	4 点
重複投薬・相互作用等防止加算	
イ 残薬調整に係るもの以外の場合	40 点
ロ 残薬調整に係るものの場合	20 点
調剤管理加算	
イ 初めて処方箋を持参した場合	3 点
ロ 2 回目以降処方箋を持参した場合（処方内容の変更により薬剤の変更又は追加）	3 点
医療情報取得加算 1（6 月に 1 回）	3 点
医療情報取得加算 2（6 月に 1 回）	1 点

区分 10 の 3 服薬管理指導料

1 原則 3 カ月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合	45 点
2 1 以外の場合	59 点
3 特別養護老人ホーム入所者に訪問して行った場合	45 点
4 情報通信機器を使用した場合	
イ 原則 3 月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合	45 点
ロ イ以外の場合	59 点
麻薬管理指導加算	22 点
特定薬剤管理指導加算 1（ハイリスク薬指導加算）	
イ 新たに処方された場合	10 点
ロ 指導の必要がある場合	5 点
特定薬剤管理指導加算 2（抗悪性腫瘍剤の注射かつ悪性腫瘍の治療に係る調剤、月 1 回まで）	100 点
特定薬剤管理指導加算 3	
イ 医薬品リスク管理計画に基づく指導を行った場合（対象薬の最初の処方時 1 回まで）	5 点
ロ 選定療養（調基収載品の選択）等の説明を行った場合（対象薬の最初の処方時 1 回まで）	10 点
乳幼児服薬指導加算（6 歳未満の乳幼児）	12 点
小児特定加算	350 点
吸入薬指導加算（3 月に 1 回まで）	30 点
服薬管理指導料の特例（3 カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が 50%以下）	13 点
服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する薬剤師が行った場合）	59 点

区分 13 の 2 かかりつけ薬剤師指導料（処方箋受付 1 回につき）

麻薬管理指導加算	22 点
特定薬剤管理指導加算 1（ハイリスク薬指導加算）	
イ 新たに処方された場合	10 点
ロ 指導の必要がある場合	5 点
特定薬剤管理指導加算 2（抗悪性腫瘍剤の注射かつ悪性腫瘍の治療に係る調剤、月 1 回まで）	100 点
特定薬剤管理指導加算 3	
イ 医薬品リスク管理計画に基づく指導を行った場合（対象薬の最初の処方時 1 回まで）	5 点
ロ 選定療養（調基収載品の選択）等の説明を行った場合（対象薬の最初の処方時 1 回まで）	5 点
乳幼児服薬指導加算（6 歳未満の乳幼児）	12 点
小児特定加算	350 点
吸入薬指導加算（3 月に 1 回まで）	30 点

区分 13 の 3 かかりつけ薬剤師包括管理料（処方箋受付 1 回につき）

区分 14 の 2 外来服薬支援料（月 1 回まで）

1 外来服薬支援料 1	185 点
2 外来服薬支援料 2	
イ 42 日分以下の場合	34 点／7 日分
ロ 43 日分以上の場合	240 点
施設連携加算（月 1 回まで）	50 点

